

静岡県企業職員の給与に関する規程の特例措置に関する規程を次のように定める。

令和7年12月25日

静岡県公営企業管理者
企業局長 柳川 典之

静岡県企業局管理規程第8号

静岡県企業職員の給与に関する規程の特例措置に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県企業職員の給与に関する規程（昭和42年静岡県事業部管理規程第3号。以下「給与規程」という。）第3条に規定する管理職手当の支給に関する特例措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理職手当の特例)

第2条 令和8年1月1日から令和9年3月31までの間、給与規程別表第3に掲げる区分が2種又は3種の職を占める職員の管理職手当の額については、給与規程別表第4の管理職手当の額欄に掲げる額から、当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる管理職手当については、この限りでない。

(端数計算)

第3条 この規程の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を計算する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。